

令和８年度県立三木山森林公園指定管理者公募に係る質問の回答

資料名称 ページ数 該当箇所	質問事項	回答
募集要項 P. 6 5 管理の方法 （4）業務の委託	指定管理者から業務の一部を委託した事業者が、さらに当該業務の一部を第三者へ再委託することは、県の承認等を得ることにより可能でしょうか。	業務の再委託については、募集要項及び基本協定書（案）の規定に従ってください。 なお、指定管理業務の全部を第三者に委託することはできません。 また、再委託を行う場合は、事前に県の承認を受ける必要があります。 なお、再委託を行った場合であっても、当該業務に関する責任は指定管理者が負うものとします。
募集要項 P. 8 6 指定予定期間及び指定管理料等 （4）修繕費の取扱い イ	現在、県又は現指定管理者において、施設、設備、園路、木製施設等について、修繕又は更新が必要と認識されている箇所がある場合、その内容をご教示ください。 また、次期指定管理期間中に県が実施を予定又は検討している大規模修繕・設備更新等がある場合、その内容及び想定時期をご教示ください。	施設、設備、園路及び木製施設等については、日常点検等により状況を把握し、必要に応じて修繕及び補修等を実施しています。 なお、一部の設備については経年による老朽化が進行しているものがあり、空調設備についても設置後相当年数が経過している機器がありますが、現時点では必要な保守点検及び修繕を実施しながら運用しています。 また、園路等についても経年的な劣化が見られる箇所がありますが、利用者の安全確保のため必要に応じて補修等を実施しています。どんぐり谷周辺においては、近年、危険木の伐採や園路施設の補修等を実施しています。 現時点において、県が実施を決定している大規模修繕又は設備更新はありません。 今後、施設及び設備の状況や老朽化の進行等を踏まえ、県が必要と判断した場合は、予算措置の状況を勘案しながら対応を検討します。
募集要項 P. 8 6 指定予定期間及び指定管理料等 （4）修繕費の取扱い イ	指定管理者が負担する小規模修繕と、県が実施・負担する修繕について、金額その他の判断基準をご教示ください。	修繕費の負担区分は募集要項及び管理水準書の定めによります。 なお、施設及び設備に係る修繕については、その内容、規模、緊急性、原因、責任区分その他の事情を踏まえ、個別に判断します。 令和８年度については修繕費を別途予算措置していますが、次年度以降の修繕予算及び対応内容については未定です。 判断が困難な案件については、必要に応じて県と協議してください。
募集要項 P. 8 6 指定予定期間及び指定管理料等 （4）修繕費等の取扱い	「小規模修繕」「大規模修繕」の仕切りについて、消耗品費のように「〇万円未満」「〇万円以上」のような明確な基準はありますか。	小規模修繕と大規模修繕について、一律の金額基準は設けていません。 小規模修繕は、募集要項８ページに記載のとおり、施設又は設備の劣化若しくは損傷部分、又は機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させる軽微な修繕等であり、指定管理料に含まれます。 一方、大規模修繕は、日常的な維持管理に必要な修繕業務の範囲を超える修繕であり、募集要項に記載のとおり、案件ごとに県と指定管理者で協議の上、取り扱います。 また、県では公共施設等総合管理計画に基づき、県有施設の老朽化状況等を把握しながら、計画的な維持管理に努めています。
募集要項 P. 8 6 指定予定期間及び指定管理料等 （4）修繕費等の取扱い	「小規模修繕」「大規模修繕」について、施設としての修繕計画（短期・中期・長期）はありますか。 ある場合は開示いただけますでしょうか。	県において施設の状況把握や計画的な維持管理に努めています。指定管理者公募にあたり開示可能な修繕計画はありません。 なお、大規模修繕等については、施設の劣化状況や利用状況、緊急性、県全体の公共施設マネジメントの考え方等を踏まえ、必要性や優先度を勘案しながら個別に判断しています。 また、今年度改定予定の兵庫県公共施設等総合管理計画に基づき、県有施設全体の老朽化状況や優先度等を踏まえながら、計画的かつ効率的な維持管理及び長寿命化の推進を図ることとしています。 指定管理者におかれは、日常点検や維持管理を通じた施設状況の把握及び情報提供にご協力いただくことを期待しており、県としても施設の状況把握に努めながら、適切な施設管理に取り組んでまいります。
募集要項 P. 10 8 指定管理者と県の責任分担 ※ 金利変動に伴う経費について	貸金スライド額は、「県が定める指定管理料基準額中の人件費に対し、県が定める変動率を乗じて算出する」ため、指定管理者が実際に雇用する職員数や雇用形態、実際の人件費支出額にかかわらず適用されるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 貸金スライド額は、「指定管理者制度における貸金スライド制度運用の手引き」（以下、手引きという）に基づき、県が公募時に定めた指定管理料基準額中の人件費相当額（対象経費）及び県が算出した貸金水準指標の変動率を用いて算定します。手引きに基づく本施設の貸金スライド制度の対象となる人件費相当額は、70,267千円です。 また、手引きでは、「対象経費は、県が公募時に定めた指定管理料基準額中の人件費を想定したものであるが、指定管理者が実際に雇用し、支出する人件費との厳密な整合性については求めない」とされています（手引きⅡ-3-(1)）。 このため、貸金スライド額の算定に当たっては、指定管理者が実際に雇用する職員数や雇用形態、実際の人件費支出額との厳密な整合は求めていません。 なお、指定管理業務の実施に当たっては、募集要項、管理水準書及び協定書等で定める条件を満たす必要があります。
募集要項 P. 10 8 指定管理者と県の責任分担 ※ 金利変動に伴う経費について	「※金利変動に伴う経費」について、「指定管理者制度における貸金スライド制度運用の手引き」では、対象経費について「指定管理者からの再委託先の職員や、人材派遣契約により配置される職員、別途本社等に勤務する職員の人件費は対象に含めない」と記載がありますが、昨今の人件費や物価高騰下において、委託料については、指定期間中における貸金スライドや物価スライドの反映はなく、全て指定管理者側のリスクとなるのでしょうか。	「指定管理者制度における貸金スライド制度運用の手引き」（以下、手引きという）に基づく本施設の貸金スライド制度の対象となる人件費相当額は、70,267千円です。 なお、貸金スライド制度の対象は、県が公募時に定めた指定管理料基準額中の人件費分（指定管理者から直接雇用され、指定管理業務に従事する職員の人件費を想定）とされています（手引きⅠ-4「対象経費」）。 このため、手引きに記載のとおり、再委託先の職員に係る人件費、人材派遣契約により配置される職員の人件費及び本社等に勤務する職員の人件費は対象外となります。また、委託料、物品購入費、光熱水費その他の経費についても、貸金スライド制度の対象には含まれていません。
募集要項 P. 10 8 指定管理者と県の責任分担 表中『施設の改修・修繕等』	指定管理者募集の兵庫県立三木山森林公園は、開園後33年を経過しており、施設及び設備並びに設置された機械で老朽化が進んだものが多く存在すると考えられる。 施設改修や大規模修繕が発生した場合、募集要項p.10の表の下※に『案件ごとに協議の上、原則、兵庫県が費用負担します。』と記載されている。 兵庫県が修繕費を負担しない場合の考え方（具体的な方針）と想定される具体的な項目を示して欲しい	小規模修繕と大規模修繕について、一律の金額基準は設けていません。 小規模修繕は、募集要項８ページに記載のとおり、施設又は設備の劣化若しくは損傷部分、又は機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させる軽微な修繕等であり、指定管理料に含まれます。 一方、大規模修繕は、日常的な維持管理に必要な修繕業務の範囲を超える修繕であり、募集要項に記載のとおり、案件ごとに県と指定管理者で協議の上、取り扱います。 また、県では公共施設等総合管理計画に基づき、県有施設の老朽化状況等を把握しながら、計画的な維持管理に努めています。なお、指定管理者の責めに帰すべき事由による修繕、日常的な維持管理の範囲で対応すべき修繕その他募集要項等で指定管理者の負担としているものについては、県が費用を負担するものではありません。 また、修繕する必要がある原因が指定管理者にある場合は、この限りではありません。
募集要項 P. 19 14 その他 （2）自己評価および外部評価	「指定管理期間最終年度の前年度に外部評価を実施」「委員は次期公募の選定委員会の委員を兼ねることを基本とする」とありますが、この外部委員は兵庫県にて選定されるのでしょうか。 それとも、指定管理者が選定する想定でしょうか。	外部評価委員については、県において選定します。

令和8年度県立三木山森林公園指定管理者公募に係る質問の回答

資料名称 ページ数 該当箇所	質問事項	回答
募集要項 P.20 14 その他 (6) 職員の継続雇用	継続雇用への配慮の対象となる職員の人数をご教示ください。 また、対象となる職員について、開示可能な範囲で、雇用形態、職種、勤務日数・時間、保有資格、現在の担当業務及び人件費水準をご教示ください。 資料集に示されている職員配置状況に含まれていない森林整備等に従事する職員がいる場合、その人数、雇用形態及び継続雇用への配慮の対象となる人数についてもご教示ください。	継続雇用への配慮については、募集要項に記載のとおりです。 継続雇用への配慮の対象となる職員数については、参考情報として別途公表している資料をご確認ください。 個別の雇用形態、職種、勤務日数・時間、保有資格、担当業務、人件費水準その他個人情報又は現指定管理者の運営上の情報については公表していません。 なお、継続雇用への配慮については、新たな指定管理者において、業務内容や運営方針を踏まえ、効率的かつ効果的な管理運営に必要な職員体制を構築する中でご対応いただくものです。 職員体制は、募集要項及び管理水準書に基づき、各応募者においてご提案ください。
管理水準書 P.1 I 維持管理業務 1 植物管理	松くい虫被害木や台風・大雪等の天災に伴う大量の倒木・危険木の伐倒・撤去について、過去の発生事例や、想定される年間処理本数の基準、指定管理料の想定を超える異常発生時・大規模災害時の追加費用精算ルール（県負担措置）をご教示ください。	別添1をご参照ください。 松くい虫被害木や台風・大雪等の自然災害に伴う倒木・危険木の伐倒・撤去については、年間処理本数に関する一律の基準は設けていません。 指定管理者においては、来園者の安全確保を最優先として施設管理を実施していただく必要があり、危険木や倒木の発生により安全な利用に支障が生じる場合は、必要に応じて立入規制や通行止め等の安全対策を講じた上で対応していただくこととなります。 また、日常的な維持管理の範囲を超える規模の松くい虫被害や、台風・大雪等の不可抗力による大量の倒木・危険木の発生があった場合は、被害状況、緊急性及び対応内容を踏まえ、県と指定管理者において協議の上、対応方法を決定します。 なお、不可抗力による被害への対応に要する経費については、指定管理業務として通常想定される範囲を著しく超える場合に、被害状況、対応内容等を踏まえ、県と指定管理者との協議により対応を検討します。追加的な経費負担については、県の予算状況等を勘案の上、個別に判断するものであり、あらかじめ県による負担を約束するものではありません。 また、大規模災害等により通常の指定管理料のみでの対応が困難となった場合についても、被害状況や施設運営への影響等を踏まえ、県と指定管理者との協議により対応を検討することとしています。 なお、指定管理者による初動対応及び応急措置は、指定管理業務の一環として実施していただくことを想定しています。
管理水準書 P.3 I 維持管理業務 2 施設管理	各施設管理において現在のマニュアルがある場合、そのマニュアルを引き継げる想定でよろしいでしょうか。	各施設の管理マニュアルについては、現在の指定管理者が業務上作成・使用しているものがある場合、業務の円滑な引継ぎの観点から、次期指定管理者へ引き継ぐことを想定しています。 なお、森林管理データ、植生データ、生物調査資料等については、現在エクセル形式のデータが存在しますが、具体的な引継ぎ対象資料については、県及び現指定管理者との協議によります。
管理水準書 P.4 I 維持管理業務 2 施設管理 (2) 保守点検	保守・点検対象の各設備について、メーカー系保守会社による点検を指定する設備はありますでしょうか。 (例) 昇降機：メーカー保守会社によるフルメンテナンス契約 等	現在、メーカー系保守会社による点検を実施している設備は別添2のとおりです。 なお、募集要項及び管理水準書において、特定の保守事業者を指定するものではありません。 指定管理者において、関係法令及び管理水準書に定める性能・機能を確保できる体制を整備してください。
管理水準書 P.4 I 維持管理業務 2 施設管理 (2) 保守点検	現在の保守点検の年間スケジュールを開示いただけますでしょうか。	現在の保守点検スケジュールについては別添3のとおりです。 なお、掲載している内容は現行の実施状況であり、次期指定管理期間における実施方法等を指定するものではありません。 関係法令、管理水準書及び各設備の維持管理上必要な基準等を踏まえ、指定管理者において適切に計画・実施してください。
管理水準書 P.5 I 維持管理業務 2 施設管理 (3) 清掃管理	「イ 各施設の清掃」において、日常清掃・定期清掃の水準が示されているが、定期清掃における清掃対象（床やガラスの範囲・面積）を開示いただけますでしょうか。	定期清掃における清掃対象（床面積）については別添4を参照ください。 なお、実際の業務実施に当たっては、施設の利用状況や汚損状況等を踏まえ、要求水準書に定める水準を満たすよう適切に実施してください。
管理水準書 P.6 I 維持管理業務 2 施設管理 (6) 物品管理	「複写機・FAX・スキャナーをリース（レンタル）契約の上、配置する。」とありますが、リース料（レンタル料）の負担元はどちらになりますでしょうか。	指定管理料は、施設の管理運営に必要な経費を総合的に見込んで積算するものであり、複写機・FAX・スキャナーのリース料（レンタル料）は、指定管理業務の実施に必要な管理運営経費として、原則として指定管理者の負担となります。なお、応募に当たっては、当該費用を含めて提案額を積算してください。
管理水準書 P.8 II 運営業務 1 利用促進 (4) イベントの実施	「地元へ根付いた恒例行事」について、現在実施している事業のうち、次期指定管理者においても継続実施が期待される具体的な行事をご教示ください。	現在実施している主な恒例行事の例については、下記のとおりです。 ・ひょうご森の日イベント なお、管理水準書に記載する「地元へ根付いた恒例行事」は、公園の特性や地域との連携を踏まえた取組を求める趣旨であり、特定の事業や行事の継続実施を義務付けるものではありません。 応募に当たっては、現在実施している事業を参考としつつ、地域の実情や施設の特性を踏まえた提案を行ってください。
管理水準書 P.8 II 運営業務 1 利用促進 (5) 利用実態の把握	「兵庫県が示す方法により森林公園利用者数を適切に把握すること」とありますが、現在想定されている具体的な把握方法をご教示ください。 また、利用者アンケートについて、県が指定するフォーマットや必須項目がある場合はご教示ください。	森林公園利用者数の把握については、施設の利用実態を踏まえ、カウンターの活用、イベント参加者数の集計、駐車場利用状況の把握その他県が認める方法により適切に実施してください。 なお、具体的な手法について県が一律に指定するものではなく、管理運営上合理的な方法を提案してください。 ご参考までに、現在の入園者数の集計は、ゲート通過車両数を基に、車種ごとに設定した換算人数を乗じて算出しています。算定方法は以下のとおりです。 ゲートによりカウント・普通車 平日2人/台 休日3人 ・大型車 55人/台 ・自動二輪、自転車 1人/台 ※大型・中型バスでの来園者は、事前に提出される施設利用届に記載のある人数から入園者数として集計 また、利用者アンケートについて県指定の様式はありませんが、利用者属性、満足度、利用目的及び改善要望等が把握できる内容としてください。
管理水準書 P.9 II 運営業務 2 業務運営 (1) 人員配置 イ	管理事務所には開所時間中、職員1名以上を配置することとされていますが、森の文化館、森の研修館、茶室等の各施設については、常駐配置は必須ではなく、必要な管理水準を満たすことを前提として、兼務や巡回等を含めた効率的な人員配置とすることは可能でしょうか。 また、森のクラフト館について「技術指導と企画が出来る者を適正に配置すること」とありますが、施設利用時等、必要に応じた配置とすることは可能でしょうか。	管理事務所については、募集要項及び管理水準書に記載のとおり、開所時間中は職員1名以上を配置してください。 なお、森の文化館、森の研修館、茶室等については常駐配置を必須とするものではありませんが、利用者サービス、安全管理及び施設管理に支障のない体制を確保し、管理水準書に定める要求水準を満たしてください。 また、森のクラフト館における技術指導及び企画ができる者についても常駐配置を求めるものではありませんが、利用者サービス、安全管理及び事業実施に支障のない体制を確保してください。

令和８年度県立三木山森林公園指定管理者公募に係る質問の回答

資料名称 ページ数 該当箇所	質問事項	回答
管理水準書 P. 9 Ⅱ 運営業務 2 業務運営 (1) 人員配置 ウ	「自然観察指導員」及び「教育職員免許法に規定する教育免許状（理科系）」については、いずれか一方の資格を有する者を配置すれば要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。 なお、これらは指定管理開始以後の配置になることは可能でしょうか。 また、これらに準じる資格について知事の承認を得る場合、応募時点で承認を得ている必要がありますでしょうか。	自然観察指導員又は教育職員免許法に規定する理科系の教育免許状については、いずれかの資格を有する者を配置してください。 応募時点では配置予定者を提案書に記載してください。 なお、当該要件を満たす者は指定管理業務開始時までに配置してください。
管理水準書 P. 10 Ⅱ 運営業務 2 業務運営 (2) 緊急時の対応 ウ	その他指定管理者が加入すべき保険内容(火災保険、森林保険など)及び補償内容をご教示ください。	指定管理者は、募集要項等に定める損害賠償責任保険（対人：１名あたり１億円・１事故あたり５億円、対物：１事故あたり５,０００万円以上）に加入してください。なお、当該保険には兵庫県（施設所有者）の責任に対する補償を含めることとしています。 火災保険、森林保険その他の保険については、施設の管理運営に伴うリスクや業務内容を踏まえ、指定管理者において必要に応じて加入を検討してください。 なお、森林保険について以下の保険に加入しておりますが、来年度以降については、予算状況により異なる可能性があります。 1 契約樹種 広葉樹（Ａクラス２齢級以上 都道府県所有林 林齢58年生） 2 契約面積 67.97ha 3 加入期間 令和８年６月24日から令和９年６月23日まで 4 保険金額 ￥103,994,100－ また、現在の指定管理者においても、募集要項等で加入を求めている保険に加え、別添５のとおり管理運営上必要と判断した保険に任意で加入している事例がありますが、加入する保険の種類や補償内容は各指定管理者の判断によるものです。 施設の管理運営に当たっては、利用者の安全確保及び事故等への適切な対応が求められることから、指定管理者において必要な補償内容を確保してください。
管理水準書 P. 10 Ⅱ 運営業務 2 業務運営 (2) 緊急時の対応 エ	混雑が予想される場合の駐車場誘導員について、過去５年間の年度別の配置日数、配置人数及び主な配置時期をご教示ください。	駐車場誘導員については、イベントの内容、来園者数及び駐車場利用状況等を踏まえ、必要に応じて配置しています。 現在の主な配置実績は以下のとおりです。 ・主な配置時期 ゴールデンウィーク期間中の土曜・日曜・祝日（雨天時を除く）及びイベント「フォルクローレ」開催日 ・概ねの配置人数 ４名程度 ・概ねの配置日数 ６日程度 なお、毎年１１月第１週の土曜・日曜は、三木市主催の「金物まつり」の開催に伴い公園が利用されていますが、この際の交通誘導については三木市が誘導員を５名程度配置しています。 なお、次期指定管理期間中の配置の要否及び配置規模については、指定管理者において利用状況等を踏まえ適切に判断してください。
管理水準書 P. 11 Ⅲ その他業務 1 「森林づくり施策計画書」の作成のための資料収集及び策定	「森林づくり施策計画書」について、令和９年度中に作成し、年度末までに完成・提出するという理解でよろしいでしょうか。 提出期限が別途定められている場合は、ご教示ください。 また、令和９年度の見直し・作成に関して、現指定管理者から引き継がれる予定の調査データ、施策履歴、植生・生物情報、位置情報等について、主な内容及びデータ形式をご教示ください。	森林づくり施策計画書については、令和９年度中に策定し、令和９年度末までに提出してください。 また、計画作成の参考となる管理運営資料については、指定管理者の引継ぎの中で提供する予定ですが、現在把握している範囲では、森林管理データ、植生データ及び生物調査資料についてエクセル形式のデータがありますが、具体的な引継ぎ対象資料については、県及び現指定管理者との協議によります。 なお、引継ぎ資料の有無にかかわらず、必要な現地確認及び調査については指定管理者において実施してください。
管理水準書 P11 Ⅲ その他業務 2 レストラン等の運営等	現在のレストラン運営事業者について、契約期間、契約形態、使用料その他の主な契約条件について、開示可能な範囲でご教示ください。 また、現事業者との契約について、次期指定管理者への承継又は継続が必要となる条件がある場合はご教示ください。	レストラン運営事業者との契約は現指定管理者が締結している契約であり、契約内容の詳細については公表していません。 現在の指定管理者とレストラン事業者との契約期間は令和９年３月31日までです。 また、当該契約について、次期指定管理者への承継又は継続を義務付けるものではありません。 なお、募集要項ではレストラン営業を必須としておらず、食事・憩いの場については、レストラン、カフェ、軽飲食コーナー、売店等を含め、利用者ニーズを踏まえた指定管理者の提案に委ねています。
様式集 P. 7 事業計画書	枚数指定(1枚以内等)の記載がありますが、1枚とは両面印刷1枚(2ページ)なのか、1ページなのか。 どちらの解釈が正しいのかご教示ください。	枚数指定は、片面１ページを１枚として取り扱います。 したがって、「１枚以内」は１ページ以内となります。
資料集 P. 1 1 毎年度の基準価格	指定管理期間中に、電気料金、燃料費、資材費等の人件費以外の経費について、応募時点では合理的に想定できない大幅な価格上昇が生じた場合、指定管理料又は管理水準等について協議する仕組みはあるでしょうか。	指定期間中に、社会経済情勢の著しい変化等により、応募時点で合理的に予見することが困難な事象が生じた場合は、必要に応じて県と指定管理者で協議することがありますが、物価上昇時に一定の基準で指定管理料を増額することは予定していません。 ただし、これまで電気代について補助金を活用し、増額を行った事例はありますが、今後の対応を約束するものではありません。 なお、協議を行う場合であっても、指定管理料の変更等を保証するものではありません。
資料集 P. 3 2 兵庫県立三木山森林公園の概要 (3) 年度別施設利用実績及び入園者数	令和７年度の各施設の月別入園者数及び稼働率をご教示ください。 併せて、稼働率の算出方法もご教示ください。	令和７年度の各施設の月別利用者数及び利用率については、別添６のとおりです。 また、稼働率については、以下の方法で算出しています。 稼働率 ＝ 利用件数÷貸出可能件数×100
資料集 P. 3 2 兵庫県立三木山森林公園の概要 (3) 年度別施設利用実績及び入園者数	令和７年度の森の美術館の年間展示回数及び入園者数、稼働率を月毎にご教示ください。	令和７年度の森の風美術館の利用状況は、別添７のとおりです。
資料集 P. 5 2 兵庫県立三木山森林公園の概要 (6) 現行の職員配置状況	R8年４月の人員は14名と伺っておりますが、現在の人員体制について確認させていただきたく、直近1ヶ月間のシフト表について可能であれば開示ください。	職員の勤務シフトは、現指定管理者の内部管理に関する情報及び個人情報を含むため、公表していません。 なお、現在の職員配置状況については、募集資料に記載している内容をご確認ください。 応募に当たっては、募集要項及び管理水準書に定める要求水準を満たす範囲で、応募者において適切な人員配置をご提案ください。 参考として、現在の標準休日数をまとめた別添８をご参照ください。 また、現在の勤務体制は現指定管理者の運営方針に基づくものであり、次期指定管理者の運営体制を拘束するものではありません。

令和8年度県立三木山森林公園指定管理者公募に係る質問の回答

資料名称 ページ数 該当箇所	質問事項	回答
資料集 P.6 2 兵庫県立三木山森林公園の概要 (7) 管理経費	現在、指定管理業務のうち外部委託している業務について、業務内容、年間委託額、契約期間及び契約先をご教示ください。 また、次期指定管理者において継続する必要がある契約がある場合は、ご教示ください。	現在の主な業務委託契約については、別添2をご参照ください。 また、次期指定管理者に対し、現指定管理者が締結している契約の承継又は継続を求める予定はありません。 業務の実施に当たり必要となる委託契約については、指定管理者が自らの責任において判断し、関係法令等を遵守の上、適切に実施していただくこととなります。 応募に当たっては、募集要項、管理水準書その他の配付資料をご確認いただき、各応募者において必要な実施体制及び委託体制をご検討ください。
資料集 P.6 2 兵庫県立三木山森林公園の概要 (7) 管理経費	令和6～7年度の収支の詳細を月毎にご教示ください。	令和7年度の四半期ごとの収支については、別添9のとおりですのでご参照ください。
資料集 P.6 2 兵庫県立三木山森林公園の概要 (7) 管理経費 ア	資料集に示されている過年度の指定管理料実績と比較して、今回の基準価格が低い水準となっている理由及び積算の考え方について、開示可能な範囲でご教示ください。	基準価格は、過去の管理実績、施設の管理運営内容及び今後見込まれる経費等を総合的に勘案のうえ設定しています。 なお、今回の基準価格は年額112,546千円であり、現指定期間の指定管理料（年額103,119千円）を踏まえて設定しています。 また、資料集に掲載している過年度実績の指定管理料には、基準価格の指定管理料のほか、年度ごとの事業内容や予算措置（受託事業や修繕等）により変動するため、単純な比較はできません。 なお、積算の詳細については公表していません。
資料集 P.6 2 兵庫県立三木山森林公園の概要 (7) 管理経費 ア	「補助金等収入」について、主な補助金等の名称、交付主体、対象事業及び交付額をご教示ください。 また、これらの補助金等について、次期指定管理者においても継続して活用できるものがある場合は、その内容をご教示ください。	補助金等の内容については資料集記載の範囲をご確認ください。 なお、補助制度の活用可否については制度所管者へ確認してください。 なお、当方で把握している補助金として、R7において国の物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金を活用した果有施設等燃料高騰対策事業として 559千円の実績があります。 なお、同様の補助制度が今後も活用できることを保証するものではありません。
資料集 P.6 2 兵庫県立三木山森林公園の概要 (7) 管理経費 イ	人件費について、備考欄に記載されている「給料」と「賃金」のそれぞれの定義及び対象となる職員区分をご教示ください。	資料集に記載している「給料」及び「賃金」の区分は、現指定管理者における会計整理区分によるものです。 詳細な職員区分等については公表していません。
資料集 P.6 2 兵庫県立三木山森林公園の概要 (7) 管理経費 イウ	「（特殊事情）その他経費」について、具体的な経費の内容及び「特殊事情」として整理されている理由をご教示ください。 また、「ウ 委託修繕費」との関係について、両者が同一又は関連する経費である場合は、その整理の考え方及び令和4年度に両者の金額に乖離が生じている理由をご教示ください。 この「（特殊事情）その他経費」は、次期指定管理期間においても発生が見込まれる経費でしょうか。発生が見込まれる場合、指定管理料の基準価格に含まれるものとして収支計画に見込む必要があるのか、又は発生時に県との協議等により別途措置される経費であるのか、費用負担の考え方をご教示ください。	資料集における「（特殊事情）その他経費」及び「委託修繕費」は、いずれも施設・設備等に係る修繕費を整理したものです。 これらの区分は、現指定管理者における経理上の整理区分によるものであり、主として臨時的又は特殊な事情により発生した修繕等が含まれています。 なお、これらの区分は修繕規模や費用負担区分を示すものではありません。 また、今後の発生の有無や内容については予見できないため、応募に当たっては募集要項等に基づき必要な経費を見込んでください。
資料集 P.6 2 兵庫県立三木山森林公園の概要 (7) 管理経費 ウ	「ウ 実績額のうち主なもの」に記載の「小規模修繕費」について、各年度の金額が示されていますが、修繕の内訳内容（各修繕項目・金額）を開示いただけますでしょうか。	「小規模修繕費」は、主として指定管理者が材料を購入のうえ自ら施工した軽微な修繕等に要した経費を計上しています。 このため、修繕内容ごとの一覧資料は作成しておらず、開示できる資料はありません。 なお、修繕費については、主な修繕実績を整理した参考資料を別添10としますのでご参照ください。
資料集 P.6 2 兵庫県立三木山森林公園の概要 (7) 管理経費 ウ	「ウ 実績額のうち主なもの」に記載の「委託修繕費」について、各年度の金額が示されていますが、修繕の内訳内容（各修繕項目・金額）を開示いただけますでしょうか。	「委託修繕費」は、主として専門事業者へ発注して実施した修繕等に要した経費を計上しています。 このため、修繕内容ごとの一覧資料は作成しておらず、開示できる資料はありません。 なお、修繕費については、主な修繕実績を整理した参考資料を別添10としますのでご参照ください。
資料集 P.6 2 兵庫県立三木山森林公園の概要 (7) 管理経費 ウ	「ウ 実績額のうち主なもの」に記載の「小規模修繕費」と「委託修繕費」について、違いをご教示いただけますでしょうか。	「小規模修繕費」は、主として指定管理者が実施した軽微な修繕等に要した経費を計上しています。 「委託修繕費」は、主として専門事業者へ発注して実施した修繕等に要した経費を計上しています。 なお、これらの区分は現指定管理者の過年度の経理上の整理によるものであり、修繕規模や費用負担区分を示すものではありません。
資料集 P.6 2 兵庫県立三木山森林公園の概要 (7) 管理経費 ウ	収支計画作成の参考とするため、直近5年間の光熱水費について、電気、水道、ガス等の年度別・項目別の実績額をご提示ください。 また、現在契約している電力会社名についても可能であればご教示ください。 さらに、今後の情勢や市場動向を踏まえ、新電力事業者との契約への切り替え等について、指定管理者の判断で実施可能かどうかについてご教示ください。	光熱水費の詳細な内訳及び契約先については別添2のとおりです。 なお、応募に当たっては資料集に掲載している収支実績を参考としてください。 電力契約（高圧）については、農林水産部所管の指定管理施設を対象として県が一括して契約しています。 このため、指定管理者の判断による電力会社の変更はできません。 なお、契約条件等については、今後変更となる場合があります。
資料集 P.7 2 兵庫県立三木山森林公園の概要 (8) 利用料（令和8年度現在）	施設利用料金表の「森のバーベキュー広場」が無料となっているが、管理運営負担軽減のために施設利用料金の徴収を行いたい。 以下の施設利用料金の徴収方法の可能性、その他の徴収方法についてご教示いただきたい。 (1) 指定管理者が利用者に対し、バーベキュー食材提供に含めて料金を徴収。（提供食材を購入せずに食材の持ち込みは認めない）。 （レストランの食事提供と同様） (2) 指定管理者から企業等に委託、バーベキュー食材提供に含めて料金を徴収。（提供食材を購入せずに食材の持ち込みは認めない）。	森のバーベキュー広場については、現在、利用者の安全確保の観点から令和9年3月31日まで利用不可としております。そのため、次期指定管理期間開始時点において直ちに運営することを前提としたものではありませんが、将来的に利用可能となった場合の取扱いとしては、条例等において利用料金の定めがない無料施設であることから、施設利用そのものを対象として料金を徴収することは想定していません。 一方、指定管理者が自主事業として食材の提供や器材の貸出等のサービスを実施し、その対価を徴収することについては、事業内容によっては考えられます。 ただし、ご提案のように食材購入を施設利用の条件とし、利用者による食材の持込みを一切認めない運用とした場合には、利用者から見ると施設利用のために一定の支払いが必要となることから、実質的に施設利用の対価を徴収しているものと受け取られる可能性があります。 また、条例等において利用料金を定めていない施設について、運用上の工夫により事実上利用を有料化していると受け止められる場合には、施設の位置付けとの整合性や公平な利用機会の確保の観点から課題が生じる可能性があります。 このため、指定管理者が自ら実施する場合、又は事業者へ委託して実施する場合のいずれについても、ご提案の手法を直ちに可能と判断することは困難です。 なお、管理運営負担の軽減や利用者サービスの向上に資する自主事業の提案を妨げるものではありません。実施に当たっては、徴収する料金の性質や施設利用との関係を明確に整理するとともに、施設の公共性及び条例等との整合性を十分確保する必要があります。

令和８年度県立三木山森林公園指定管理者公募に係る質問の回答

資料名称 ページ数 該当箇所	質問事項	回答
資料集 P. 8～P. 10 2 兵庫県立三木山森林公園の概要 (9) 貸与備品一覧 (R8. 4. 1現在)	「貸与備品一覧」に記載された備品について、現在の使用状況（故障や破損の有無）をご教示ください。 また、県において更新時期の目安を設定している備品がある場合は、併せてご教示ください。	貸与備品については、現在の指定管理業務において管理している備品です。 個別備品の状態については、募集要綱等、現地確認及び指定管理者からの引継ぎ等によりご確認ください。 なお、県として一律の更新基準又は更新年限は設定していません。 また、指定管理期間中の備品更新については、貸与備品の状態や必要性等を踏まえ、協定書その他関係規定等に基づき対応することとなります。
資料集 P. 8～P. 10 2 兵庫県立三木山森林公園の概要 (9) 貸与備品一覧 (R8. 4. 1現在)	森の文化館の金庫及び車両系の建設機械（バックホー）の備考欄に、管理協定書第22条第1項に基づく委託備品（～R9. 3. 31）と記載されております。 R9. 4. 1以降、新たな指定管理者が管理するとなった場合、新たに管理協定書の締結を行い、引き続き使用できるのかご教示ください	当該備品は、現指定管理者との管理協定書に基づく委託備品として管理しているものです。 次期指定期間において新たな指定管理者が指定された場合は、県と指定管理者との間で改めて管理協定書を締結することとなります。備品の取扱いについては当該協定書等において定めることとなりますが、施設の管理運営に必要な備品については、原則として引き続き活用することを想定しています。 なお、備品の更新、追加配備その他の経費について県が新たな負担を行うことを予定しているものではありません。
資料集 P. 8～P. 10 2 兵庫県立三木山森林公園の概要 (9) 貸与備品一覧 (R8. 4. 1現在)	レストラン運営にかかる備品が記載されておりません。備品詳細（食器など含む）をご教示ください。	レストラン運営に使用している備品のうち、厨房内什器、ホールテーブル及びイス等については県貸与備品に含まれています。 応募に当たっては、施設規模、図面、利用実態その他公表資料を参考に事業提案をご検討ください。
資料集 P. 33 6 資料：管理水準書Ⅰ－2 (2) 保守点検 エ その他	入口ゲートの閉閉についてです。休園日及び開園時間外の運用方法についてご教示ください。	入口ゲートについては設置していますが、現在は閉園時間後及び休園日にゲートを閉鎖する運用は行っていないです。 なお、開園時間及び休園日は、兵庫県立三木山森林公園管理規則に定めるとおりです。
資料集 P. 33 6 資料：管理水準書Ⅰ－2 (2) 保守点検 エ その他	ロボットゲートが故障により代替要求中と記載。 設置場所と故障内容及び今後の修繕計画についてご教示ください。	故障により代替要求中としているロボットゲートは、公園第3駐車場付近に設置しているものです。なお、第1駐車場に設置しているロボットゲートは現在も使用しています。 第3駐車場付近のロボットゲートについては、故障により本来の機能が発揮できない状態となっているため、現在は使用していません。業者に確認した結果、交換部品の供給が終了しており、部分修繕は困難との報告を受けています。 現指定管理者から設備に関する要望がなされていますが、現在は運用により対応しており、施設運営に特段の支障は生じていません。このため、現時点で特段の対応を予定しているものではありません。 なお、第3駐車場については、敷地の配置上、第1駐車場を経由してアクセスすることも可能です。 応募に当たっては、現在の施設及び設備の状況を前提としてご提案ください。
資料集 P. 34 6 資料：管理水準書Ⅰ－2 (2) 保守点検 カ	自動車5台について、自動車検査についても指定管理者が担うという認識ですが、現行の車検証有効期限をご教示ください。	対象車両は、県が契約するメンテナンスリース契約により配備している車両です。 各車両の車検証有効期限については、別添11のとおりです。 なお、自動車検査については、当該リース契約の範囲内で実施されるため、指定管理者において別途、自動車検査費用を見込む必要はありません。
資料集 P. 37～P. 61 9 森林づくり施業計画	森林管理及び収支計画の参考とするため、現在把握されているナラ枯れその他の病虫害被害、枯死木及び危険木について、おおよその本数、主な分布区域及び現在の対応状況をご教示ください。 また、現時点で優先的な処理が必要と認識されている区域・樹木がある場合は、その内容をご教示ください。	病虫害被害木、枯死木及び危険木については、日常の巡視点検等により状況把握に努め、必要に応じて伐採その他の対応を行っています。 また、台風等の荒天後に発生した倒木については、建物や園路等、来園者及び施設に影響を及ぼすおそれのあるものを優先して対応しています。 カシノナガキイムシ被害によるナラ枯れについては、令和5年度をピークに当年度枯れは減少傾向にあります。現在把握している被害状況については、別添1の資料をご参照ください。 なお、一部に枯損後の伐倒駆除が未実施となっている区域がありますが、被害木、枯死木及び危険木の状況は自然条件等により常時変動するため、現時点において別添資料以外に本数や位置等を整理した資料は作成していません。 管理運営上把握している情報については、引継ぎの中で共有する予定です。 また、今後の発生状況や危険性の評価は変動するため、現時点で県が優先的な処理対象区域又は樹木を一律に指定する予定はありません。次期指定管理期間においては、指定管理者において日常巡視等により状況を把握し、安全確保及び施設管理の観点から必要な対応を行っていただくことを想定しています。

令和8年度県立三木山森林公園指定管理者公募に係る質問の回答

資料名称 ページ数 該当箇所	質問事項	回答
資料集 P. 37～P. 62 9 森林づくり施業計画	資料集P61「森林施業計画集計表（5年間）」において、森林管理に係る施業計画は確認できますが、実際の作業量を把握するため、同表に示されている施業区分・項目に対応した過去5年間の実績について、年度別の実施数量及び委託実績をご提示ください。	「森林施業計画集計表（5年間）」は、指定管理業務において想定される森林整備の内容及び規模の参考資料として公表しているものです。 ご質問の過去5年間の施業区分ごとの実施数量及び委託実績については、公募に際して提供する情報の対象としていません。 応募に当たっては、募集要項、管理水準書、森林施業計画集計表その他募集資料を踏まえ、必要な実施体制及び事業費をご検討ください。
資料集 P. 37～P. 63 9 森林づくり施業計画	P40にナラ枯れ被害により、コナラ等ブナ科樹木が1,100本枯死。250本は県の委託事業により、処理されたと記載されていますが、現状の状況及び今後の計画をご教示ください。	病虫害被害木、枯死木及び危険木については、日常の巡視点検等により状況把握に努め、必要に応じて伐採その他の対応を行っています。 また、台風等の荒天後に発生した倒木については、建物や園路等、来園者及び施設に影響を及ぼすおそれのあるものを優先して対応しています。 カシノナガキクイムシ被害によるナラ枯れについては、令和5年度をピークに当年度枯れは減少傾向にあります。現在把握している被害状況については、別添の財政課視察資料をご参照ください。 なお、一部に枯損後の伐倒駆除が未実施となっている区域がありますが、被害木、枯死木及び危険木の状況は自然条件等により常時変動するため、現時点において別添資料以外に本数や位置等を整理した資料は作成していません。 管理運営上把握している情報については、引継ぎの中で共有する予定です。 また、今後の発生状況や危険性の評価は変動するため、現時点で県が優先的な処理対象区域又は樹木を一律に指定する予定はありません。次期指定管理期間においては、指定管理者において日常巡視等により状況を把握し、安全確保及び施設管理の観点から必要な対応を行っていただくことを想定しています。 枯損後伐倒駆除が未実施となっている区域については、県としても施設の状況把握に努めながら、県予算の状況等を勘案しつつ対応を検討していきます。
資料集 P. 68～P. 73 11 令和7年度三木山森林公園 来園者アンケート	P70～73アンケートのお気付きの点や意見・感想の項目に、どんぐり谷が通行止めに對しての声が複数記載してありますが、通行止めの理由及び今後の改修計画について、ご教示ください。	どんぐり谷については、コナラの大径木のナラ枯れによる倒木・落枝及び歩道法面の崩壊が確認されていることから、利用者の安全確保のため通行止めとしています。 今後の取扱いについては、現時点で利用条件の変更や新たな整備等は決定していません。応募に当たっては、現在の利用条件を前提としてご提案ください。なお、将来的な利用再開や利用条件の見直しの可能性を否定するものではなく、管理運営の状況等も踏まえながら対応していくことになります。
資料集 P. 74 12 令和6年度三木山森林公園 外部評価シート	令和4～6年度のイベントや環境学習等の実施回数が記載されておりますが、令和7年度の実施状況を区分別（自主事業、環境体験学習、公園サポーターとの連携事業など）にご教示ください。	7年度のイベントや環境学習等の実施回数については、別添12のとおりです。
資料集 P. 76 12 令和6年度三木山森林公園 外部評価シート 3 次期公募に向けた検討課題等 8	「自然共生サイト」への登録について、現在の検討・申請準備等の進捗状況をご教示ください。 また、次期指定管理期間中に認定申請を行う場合、申請主体は県と指定管理者のいずれを想定されているか、申請書作成、必要となる自然環境調査、認定後のモニタリング等について、次期指定管理者に求める役割をご教示ください。	自然共生サイトへの登録については、現時点において県として申請を決定しているものではありません。 また、現指定管理者において関連する検討が行われていることは把握していますが、具体的な申請計画はありません。 一方で、森林公園における自然環境の保全、生物多様性の維持・向上及びその価値の発信は重要な取組であると考えています。 なお、自然共生サイトへの登録を含む生物多様性保全に関する取組については、応募者の提案を妨げるものではありません。 自然共生サイトの登録を進める場合には、他の公園と同様に指定管理者を主体とした取組を想定していますが、申請の実施時期については現時点では決定していません。
ホームページ	バーベキュー広場は令和9年3月31日まで利用不可と記載されていますが、利用不可の理由と令和9年4月1日以降は、利用可能なのか、ご教示ください。	バーベキュー広場については、現指定管理者からの報告を踏まえ、周辺に危険木が存在することから、利用者の安全確保の観点により令和9年3月31日まで利用不可としています。 令和9年4月1日以降の取扱いについては、現時点で利用可能となることが決定しているものではありません。 応募に当たっては、募集要項等に示している利用条件を前提としてご提案ください。なお、将来的に利用可能となる可能性を否定するものではなく、今後の施設の管理運営状況等を踏まえながら検討していくことになります。
該当資料なし	レストランのR7年度の売上・来店者数・収支状況・指定管理者へ支払う施設使用料（テナント料）をご教示ください。	レストラン運営事業者との契約は現指定管理者が締結している契約であり、契約内容の詳細については公表していません。 現在の指定管理者とレストラン事業者との契約期間は令和9年3月31日までです。 また、当該契約について、次期指定管理者への承継又は継続を義務付けるものではありません。 なお、募集要項ではレストラン営業を必須としておらず、食事・憩いの場については、レストラン、カフェ、軽飲食コーナー、売店等を含め、利用者ニーズを踏まえた指定管理者の提案に委ねています。
該当資料なし	レストラン部（厨房・ホール）の図面をご教示ください。	レストラン部（厨房・ホール）の図面については別添13のとおりです。
該当資料なし	夜間の管理体制をご教示ください。（研修館で利用がある場合とない場合）	管理事務所については、募集要項及び管理水準書に記載のとおり、開館時間内は開所し、職員1名以上を配置してください。 また、開館時間外の管理体制については、研修館の利用の有無にかかわらず、指定管理者において施設の安全管理、防犯、緊急時対応等を踏まえ、適切な管理体制を確保してください。 なお、募集要項及び管理水準書において開館時間外の職員常駐は義務付けておらず、施設の特性や利用状況等を踏まえた効率的かつ効果的な管理運営手法も含め、具体的な管理体制については指定管理者の提案によるものとします。なお、現在は、夜間及び休園日において民間警備会社による機械警備を実施しています。

※本回答は、令和8年9月時点で県が把握している情報に基づくものです。施設、設備及び管理運営状況は今後変更となる場合があります。
また、本回答は応募者の提案作成の参考として情報提供するものであり、将来の事業実施内容、修繕実施、予算措置その他を保証するものではありません。